

## ストレスチェック制度の実施状況

※ 群馬労働局健康安全課調べ（平成 29 年 8 月）

### 1 ストレスチェック制度の実施状況

・平成 29 年 6 月末現在（以下、同じ）、ストレスチェック制度の実施が義務付けられた事業場のうち、所轄の労働基準監督署に実施報告書の提出があった事業場<sup>※1</sup>は 78.4%。

表 1 ストレスチェック制度の実施状況

事業場規模		50～99 人	100～299 人	300～999 人	1,000 人以上	計
実施対象事業場数	群馬	1,339	805	196	13	2,353
実施した事業場数	群馬	963	683	188	11	1,845
実施した事業場の割合	群馬	71.9%	84.8%	95.9%	84.6%	78.4%
	全国	78.9%	86.0%	93.0%	99.5%	82.9%

※1 ストレスチェックの実施が義務付けられている事業場は、ストレスチェックの実施結果に関する報告書を所轄の労働基準監督署に提出する義務がある。報告書の提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えないこととしている。

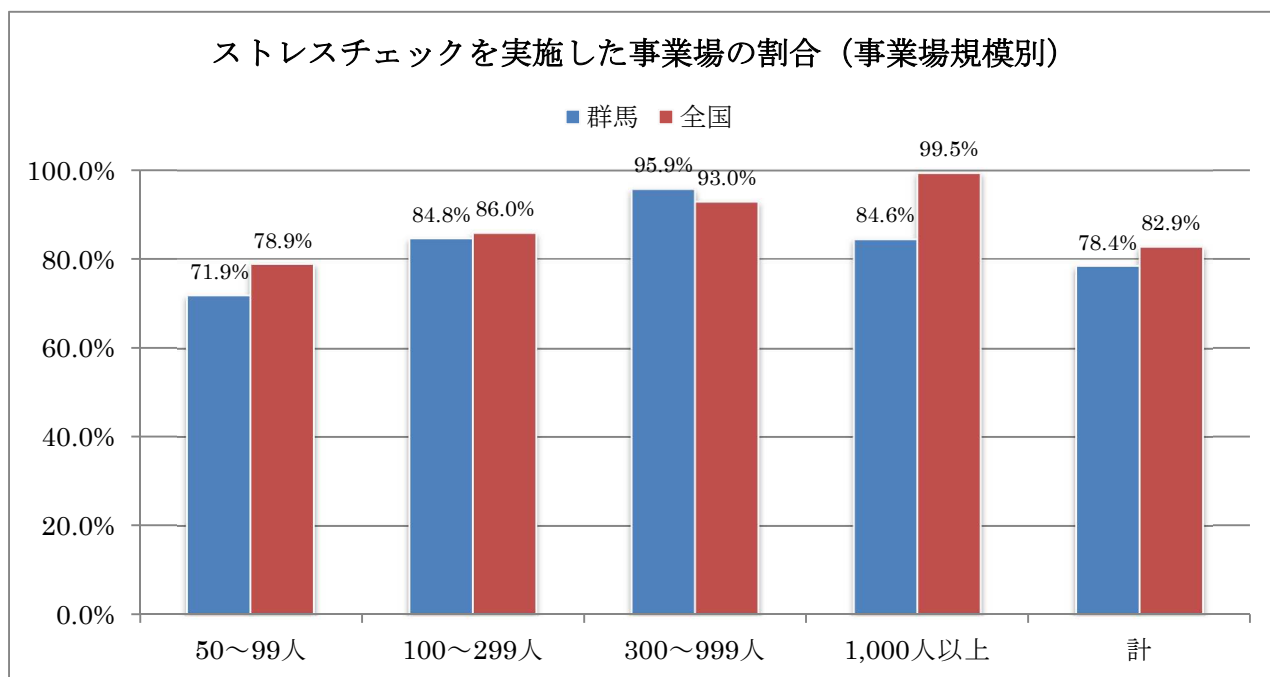
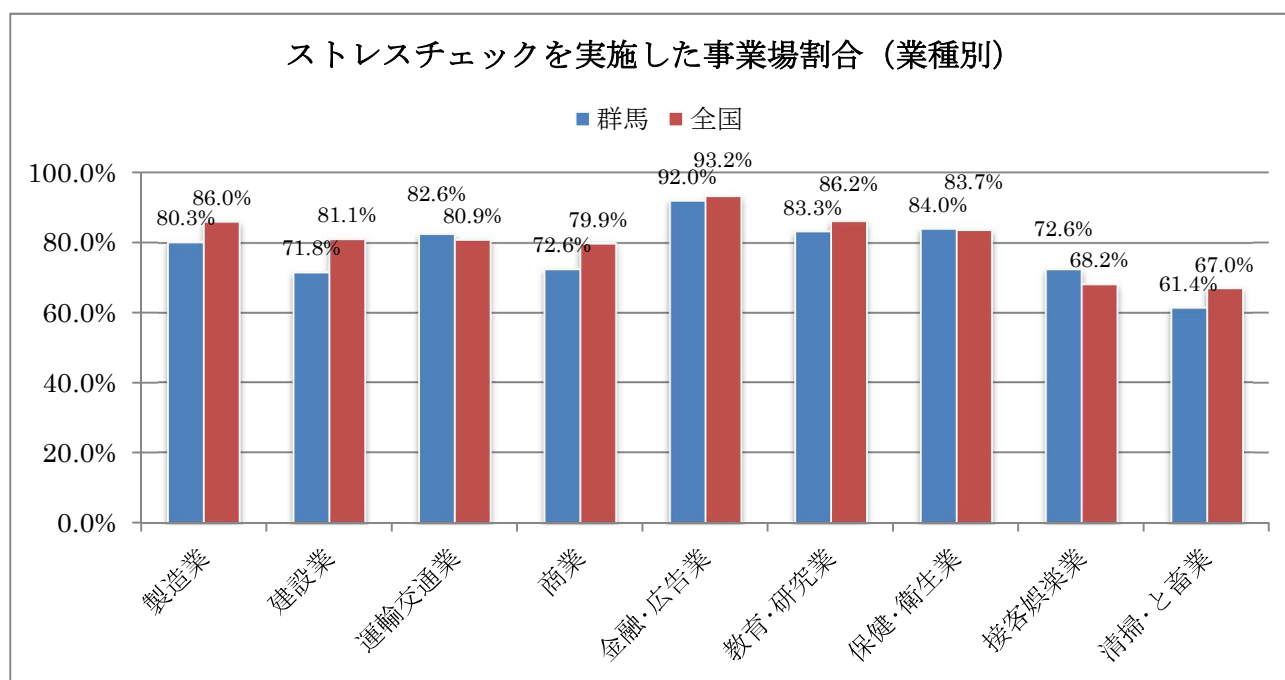


表2 ストレスチェック制度の実施状況（主な業種別）

業種		製造業	建設業	運輸交通業	商業	金融・広告業
実施対象事業場数	群馬	835	64	161	351	63
実施した事業場数	群馬	671	46	133	255	58
実施した事業場の割合	群馬	80.3%	71.8%	82.6%	72.6%	92.0%
	全国	86.0%	81.1%	80.9%	79.9%	93.2%

業種		教育・研究業	保健・衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業
実施対象事業場数	群馬	60	370	84	57
実施した事業場数	群馬	50	311	61	35
実施した事業場の割合	群馬	83.3%	84.0%	72.6%	61.4%
	全国	86.2%	83.7%	68.2%	67.0%



《以下2～4は、実施報告書の提出があった事業場における実施状況》

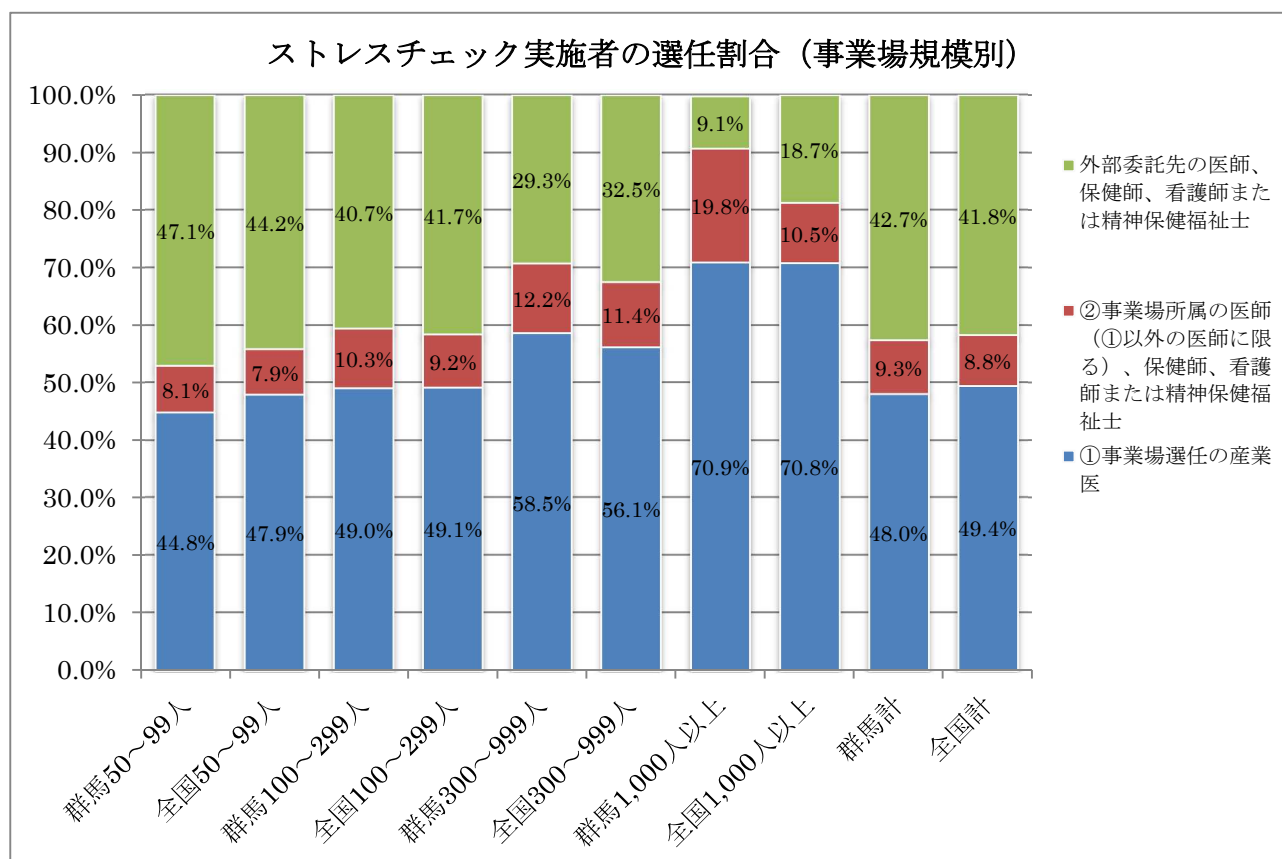
## 2 ストレスチェック実施者<sup>※2</sup>の選任状況

- ・ 約6割の事業場で、事業場内の産業医等がストレスチェック実施者として関与している。

表3 ストレスチェック実施者の選任状況（事業場の割合）

事業場規模		50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
実施した事業場数	群馬	963	683	188	11	1,845
事業場内の産業医等	群馬	52.9%	59.3%	70.7%	90.7%	57.3%
	全国	55.8%	58.1%	67.5%	81.3%	58.2%
①事業場選任の産業医	群馬	44.8%	49.0%	58.5%	70.9%	48.0%
	全国	47.9%	49.1%	56.1%	70.8%	49.4%
②事業場所属の医師（①以外の医師に限る）、保健師、看護師または精神保健福祉士	群馬	8.1%	10.3%	12.2%	19.8%	9.3%
	全国	7.9%	9.2%	11.4%	10.5%	8.8%
外部委託先の医師、保健師、看護師または精神保健福祉士	群馬	47.1%	40.7%	29.3%	9.1%	42.7%
	全国	44.2%	41.7%	32.5%	18.7%	41.8%

※2 ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの調査票の選定や調査票に基づくストレスの程度の評価方法、高ストレス者の選定基準の決定について、事業者に対して専門的な見地から意見を述べるとともに、ストレスチェックの結果に基づき、当該労働者が医師による面接指導を受ける必要があるか否かを確認するなどの役割がある。ストレスチェック実施者は、医師、保健師、一定の研修を受けた看護師・精神保健福祉士から選任する必要がある。



### 3 医師による面接指導の実施状況

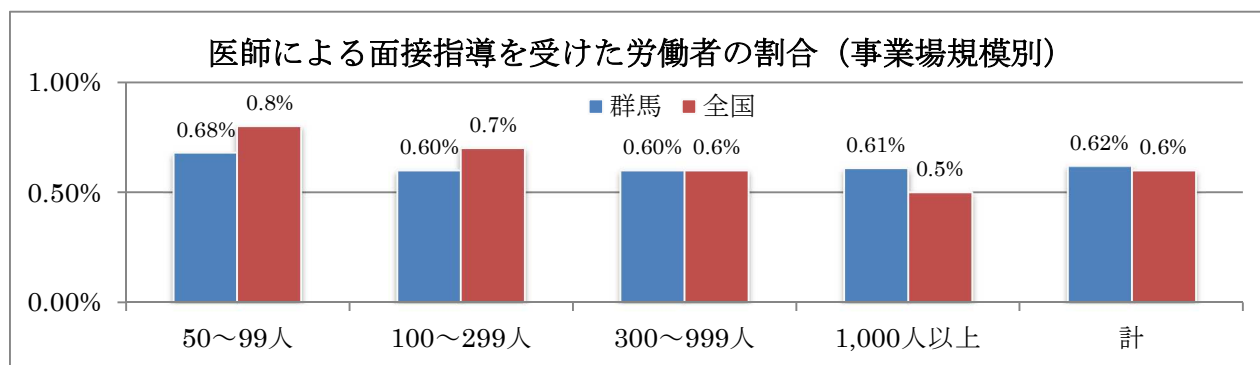
#### (1) 医師による面接指導を受けた労働者の状況

- ・ ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者<sup>※3</sup>は0.49%。

表4 医師による面接指導を受けた労働者の状況

事業場規模		50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
受検した労働者数	群馬	53,362	92,487	80,846	20,984	247,679
医師による面接指導を受けた労働者数	群馬	364	558	485	127	1,534
受検した労働者の割合	群馬	0.68%	0.60%	0.60%	0.61%	0.62%
	全国	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%

※3 事業者は、ストレスチェックの結果、高ストレス者として選定された者であって、医師による面接指導を受ける必要があるとストレスチェック実施者が認めた者のうち、労働者から申出があった者について、医師による面接指導を実施しなければならない。



#### (2) 医師による面接指導を実施した事業場の状況

- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、医師による面接指導を実施した事業場は30.2%。
- ・ 医師による面接指導を実施した事業場のうち、83.3%の事業場で、事業場選任の産業医が面接指導を担当した。

表5 医師による面接指導の実施状況

事業場規模		50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
医師による面接指導を実施した事業場の割合	群馬	19.4%	36.4%	59.6%	90.9%	30.2%
	全国	22.6%	36.9%	61.0%	85.0%	32.7%

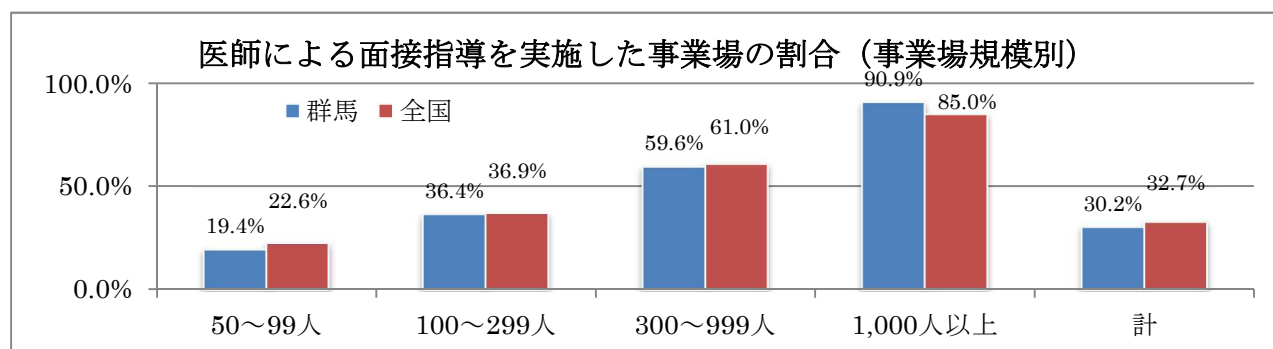
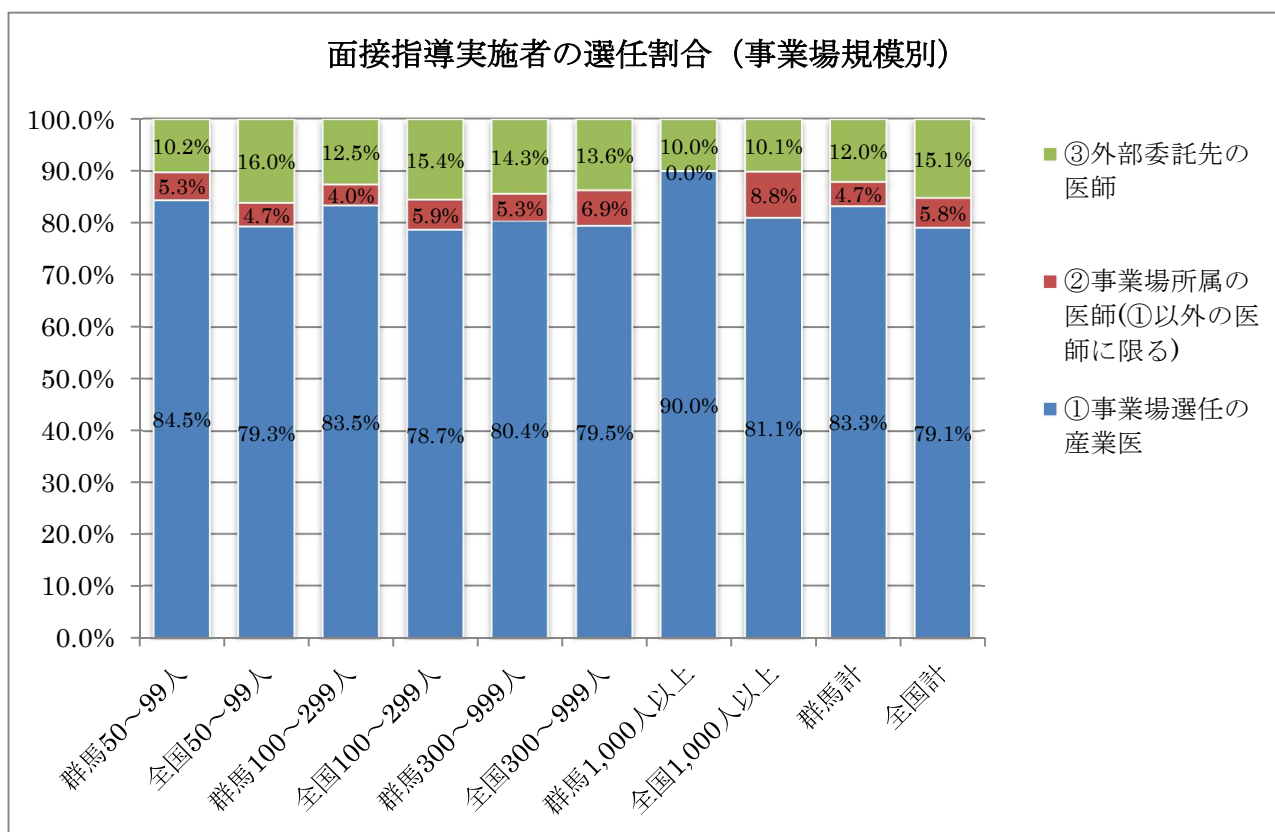


表6 面接指導実施者の選任状況(事業場の割合)

事業場規模		50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
①事業場選任の産業医	群馬	84.5%	83.5%	80.4%	90.0%	83.3%
	全国	79.3%	78.7%	79.5%	81.1%	79.1%
②事業場所属の医師 (①以外の医師に限る)	群馬	5.3%	4.0%	5.3%	0.0%	4.7%
	全国	4.7%	5.9%	6.9%	8.8%	5.8%
③外部委託先の医師	群馬	10.2%	12.5%	14.3%	10.0%	12.0%
	全国	16.0%	15.4%	13.6%	10.1%	15.1%



#### 4 集団分析※<sup>4</sup>の実施状況

- ・ ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場は75.3%。

表7 集団分析の実施状況

事業場規模		50～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	計
集団分析を実施した 事業場の割合	群馬	73.5%	76.4%	79.7%	81.8%	75.3%
	全国	76.2%	79.7%	83.6%	84.8%	78.3%

※4 集団分析とは、ストレスチェックの結果を職場や部署単位で集計・分析し、職場ごとのストレスの状況を把握すること。集団分析の結果を、業務内容や労働時間など他の情報と併せて評価し、職場環境改善に取り組むことが事業者の努力義務となっている。

